

[事案 2022-304] 入院給付金支払請求

・令和5年8月18日 裁定終了

<事案の概要>

新型コロナウイルス感染症により自宅療養したが、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

PCR検査で陽性が判明した新型コロナウイルス感染症により自宅療養となったため、平成30年12月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、当該判断は、令和4年9月に生命保険協会が公表した文書の内容等に反することから、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

当社では、新型コロナウイルス感染症については、入院していない場合でも、本請求当時の特別対応として、①医師より新型コロナウイルス感染症に罹患したと診断されること、および②医師（または保健所等の自治体）の管理下で療養していることが、提出書類から確認できる場合には、入院給付金を支給していたが、申立人は、医師により新型コロナウイルス感染症に罹患したと診断されたものではなく、また、医師の管理下で療養していたものでもないため、所定の支払事由に該当するとはいえないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、罹患後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。